

女性の相続と財産に関する調査結果概要

株式会社明治安田生活福祉研究所（社長 前田 茂博）は、「女性の相続と財産に関する研究会」（座長：上村協子東京家政学院大学教授）において、全国の40歳代～60歳代の男女4,800名（相続経験あり2,400人、相続経験なし2,400人）を対象に「相続と財産に関する調査」を2015年3月に実施いたしました。

相続を取り巻く状況は大きく変化し、少子高齢化・核家族化の進展や家族意識の変化により、相続の様相も変化していることが予測されます。特に女性は、これまでは相続では従たる立場でしたが、今後親の介護への関わり方次第で女性が相続の主たる立場に立つ可能性も想定されます。

本調査では、相続は大きなライフイベントであることに着目し、男女比較を中心に、「相続の意向」、「介護と相続」、「相続の実態」、「相続対策」の4点から女性の相続を取り巻く動向についてまとめました。

< 主な内容 >

項目	ページ
1. 相続の意向（88年調査との比較）	
◆ 財産を「遺せそうにない」「遺すつもりはない」と考える方が大幅に増加	6
◆ 子どもに遺したいものは男女で異なる！—男性では「居住用の土地・家屋」、女性では「預貯金、有価証券」—	8
◆ 「世話をしてくれた子どもに遺す」から「子どもに平等に遺したい」と考える傾向へ大きく変化	10
2. 介護と相続	
◆ 介護は“女性に依存”する傾向—「嫁」や「娘」が携わるケースが多い	12
◆ 女性は男兄弟よりも相続で不利！？最も多くの遺産がもらえる可能性は兄や弟の方が高い	13
◆ 自宅での家族介護は揉め事の原因！？父の介護が長引くと揉め事も増える傾向	14
3. 相続の実態	
◆ 両親から相続したものは男女ともに「預貯金、有価証券」がメインへ	15
◆ 一人だけの相続から、兄弟姉妹全員で平等に相続する傾向に	19
◆ 男性の5人に1人、女性の4人に1人は相続放棄を経験 —相続放棄の理由は「家」意識を理由としたものが男女ともに半数超、北陸地方では8割超！—	20
4. 相続対策	
◆ 60代では、相続税対策を講じている方・するつもりの方は35% —具体的対策は、「生前贈与」「生命保険契約の活用」の順—	23
◆ 女性の方がスムーズな遺産分割のための対策を検討—具体的対策は、「家族等での話し合い」「遺言書の準備」の順—	25

ご照会先

 (株)明治安田生活福祉研究所
 生活設計研究部 萩行（はんぎょう）・笹木

 電話：03(3218)4014 FAX：03(3201)7837
 Eメール：sa-hangyo@myilw.co.jp

調査の概要

1. 調査の目的：

日本で初めての都市型の相続調査と言われる1988年調査からバブル崩壊、介護保険制度の導入、「家」意識の変化、女性の社会進出に伴った家族意識の変化、あるいは高齢化の進行と介護の担い手・その負担などで相続を取り巻く様相は大きく変容しました。

本調査では、相続は大きなライフイベントであることに着目し、男女比較を中心とした分析を行った結果、性別や介護への貢献による父母からの相続の状況の違い、相続に関する意識等が明らかになりました。

2. 調査対象： 全国の40歳以上69歳以下の男女

3. 調査方法： インターネット調査（クロス・マーケティングの登録モニター対象）

4. 調査時期： 2015年3月21日～3月24日

5. 回収数： 4,800人（相続経験あり2,400人、相続経験なし2,400人）

6. サンプルの属性：

（単位：人）

		相続経験		計
		有	無	
40～44歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
45～49歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
50～54歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
55～59歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
60～64歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
65～69歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
計		2,400	2,400	4,800

7. サンプル数について：

本調査では、属性ごとに相当数のサンプルを収集して分析を行なうことを目的としています。そのため、当資料では人口比等による補正は行なっておりません。

8. 前回の調査について：

本調査では、経済政策研究所が1988年6月に発表した「世代間移転における家族の役割についての調査研究」（以下、本文中では「88年調査」と表記します。）のデータを用いて、比較検証を行っています。

88年調査は、経済政策研究所が生命保険文化センターからの委託により実施した調査です。今回、当研究所「女性の相続と財産に関する研究会」の座長である東京家政学院大学の上村協子教授も研究チームの一員として参加しています。

調査の目的は、家族内世代間移転の実態とその経済的意義を明らかにすることであり、世代間移転として、「教育」・「結婚費用の援助」・「住宅取得への援助」・「親に対する扶養」・「相続」の5つが取り上げられています。本調査では、このうちの「相続」を取り上げ、今回実施した調査と比較を行いました。なお、88年調査と比較を行った項目と該当ページは下記のとおりです。

88年調査と比較を行った項目と該当ページ

項目	該当ページ
財産を遺す意向	6ページ
子どもに遺したいもの	8ページ
誰に財産を遺したいか	10ページ
相続放棄の経験	20ページ

88年調査の概要は下記のとおりです。

<概 要>

目 的：家族内世代間移転の実態とその経済的意義を明らかにする。

メンバー：主 査 野口 悠紀雄（当時：一橋大学経済学部教授）

ワーキンググループ 上村 協子（当時：東京家政学院大学講師）

鬼頭 由美子（当時：元・湘北短期大学講師）

コーディネーター 高橋 喜幸（当時：経済政策研究所企画第一部長）

調査対象：（財）生命保険文化センターの昭和62年度モニターおよび過去12年に同センターのモニターを体験した45歳～64歳の男女

調査方法：郵送留置法

調査時期：1987年10月下旬～11月中旬

回収数：597名（86.4%）

有効回答数：571名（82.6%）

※「遺す（のこす）」の表現について・・・88年調査では「残す」を用いていますが、今回調査では「遺す」を使っています。表現統一のため、88年調査のグラフ類及び文中にて「遺す」で統一してあります。

「女性の相続と財産に関する研究会」の内容

当研究所では、東京家政学院大学 上村協子教授を座長に「女性の相続と財産に関する研究会」を発足し、共同研究を進めてきました。研究会発足から本発表までの過程は下記のとおりです。

➤ 2013年11月15日（金）16:00～17:30

上村教授が、「生活創造時代の消費者教育」について講演を当研究所にて行い、これを発端に、自主的な研究活動を開始しました。

➤ 2015年2月20日（金）16:30～17:30

「相続にみる女性と財産」（上村教授講演、於当研究所）で、本調査にむけた研究活動を開始しました。

➤ 2015年2月末

「相続と財産」をテーマとするアンケート調査を実施することを決定しました。上村教授と当研究所で、下記の調査を元に調査項目を検討し始めました。

- ・ 経済政策研究所「世代間移転における家族の役割についての調査研究」（1988年）
- ・ 経済政策研究所「相続の実態と影響に関する調査研究」（1989年）
- ・ 経済政策研究所「相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査」（1991年）
- ・ 上村協子「相続にみる女性と財産 家計資産の共同性とジェンダー」（2004年）

➤ 2015年3月21日～24日にインターネット調査を実施しました。

➤ その後、以下の日程で調査結果の取りまとめに向けての研究会を実施いたしました。

・ 第1回 3月31日（火） 9:00～10:30

・ 第2回 5月7日（木） 13:00～14:30

・ 第3回 6月18日（木） 13:00～14:30

・ 第4回 6月26日（金） 9:00～10:00 明治安田生活福祉研究所「相続と財産に関する調査」報告書（2015年6月26日）を提出

・ 第5回 8月14日（金） 15:00～17:00

※「女性の相続と財産に関する研究会」の6月26日報告書の介護にかかわる部分を、当研究所発行の「生活福祉研究通巻90号」に「相続と介護の状況」として笹木・萩行（当研究所研究員）がレポートを執筆しました。

< 目 次 >

調査の概要.....	2
「女性の相続と財産に関する研究会」の内容.....	4
1. 相続の意向（88年調査との比較）	6
■ 財産を遺す意向.....	6
■ 子どもに遺したいもの.....	8
■ 財産を誰に遺したいか.....	10
2. 介護と相続	11
■ 両親の介護期間.....	11
■ 両親が介護を受けた場所.....	11
■ 誰が主に介護をしたのか.....	12
■ 最も多くの遺産を相続できたのは誰か.....	13
■ 相続・遺産分割がスムーズに進んだか.....	14
3. 相続の実態	15
■ 両親から相続したもの.....	15
■ 時系列で見た父から相続したもの.....	16
■ 時系列で見た母から相続したもの.....	16
■ 相続した財産の種類と比較.....	17
■ 相続した金融資産額の比較.....	18
■ 相続した人.....	19
■ 相続放棄の経験.....	20
■ 相続放棄をした理由.....	20
4. 相続対策	22
■ ライフエンディングノートの認知度.....	22
■ ライフエンディングノートに記入しているか、記入したいか.....	22
■ 相続税を軽減するための方策や検討状況.....	23
■ 相続税を軽減するための具体的対策.....	24
■ 遺産分割をスムーズに行うための対策をしているか.....	25
■ 遺産分割をスムーズに行うための具体的対策.....	26

1. 相続の意向（88年調査との比較）

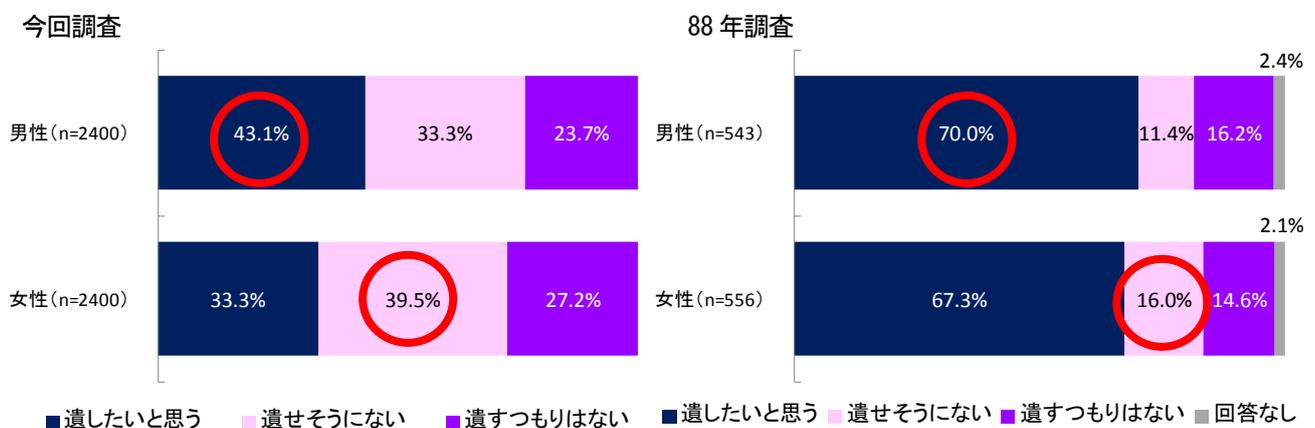
88年調査時よりも、
財産を「遺せそうにない」「遺すつもりはない」と考える方が大幅に増加
老後の生活費がいくらかかるか見通せなくなっていることや親子関係の変化が影響か？

■ 財産を遺す意向

- 財産を遺す（注）意向について訊ねたところ、男性では「遺したいと思う」と回答した方が最も多く4割強となっていますが、女性では「遺せそうにない」と回答した方が約4割と最も多くなっています。
- 88年調査と比較すると、財産を遺す意識はどのように変わっているのでしょうか。今回調査では、男女ともに財産を「遺せそうにない」、「遺すつもりはない」と考える方の割合が大幅に増えています。
- 今回調査で「遺せそうにない」と回答した方の割合が増えたのは、高齢化の進展により自分が何歳まで生き、老後の生活費がいくらかかるかが見通せなくなっていることが一因と考えられます。また、「遺すつもりはない」と回答した方が増えたのは、老後生活費の確保に加え、88年調査時と比して親子関係の変化が影響していることが考えられます。

（注）「遺す」の表現について・・・88年調査では「残す」を用いていますが、今回調査では「遺す」を使っています。表現統一のため、88年調査及び文中にて「遺す」で統一してあります。8ページ、10ページも同様です。

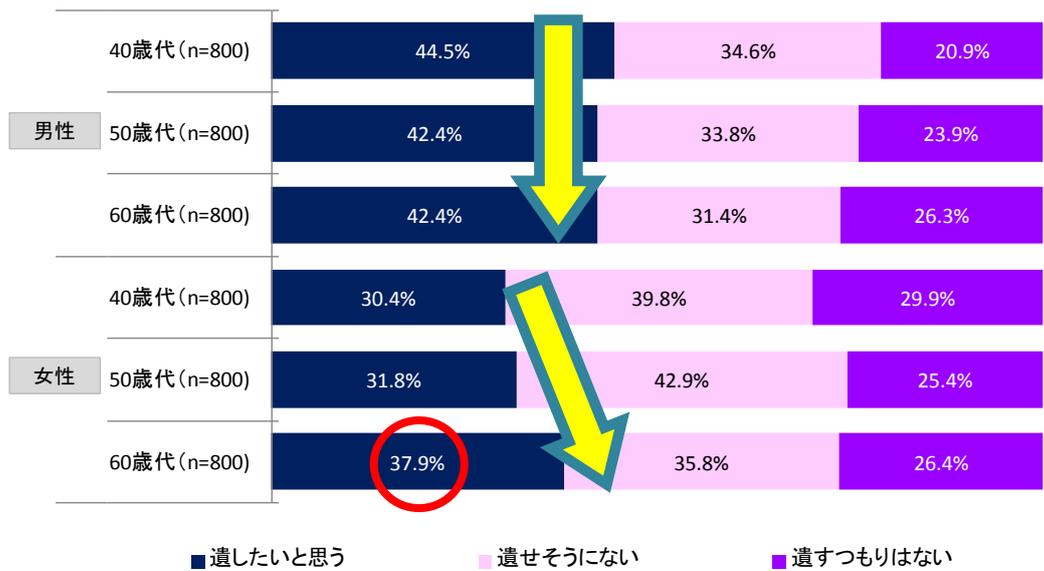
図表 1-1 財産を遺す意向（88年調査との比較）



出典：経済政策研究所「世代間移転における家族の役割についての調査研究」p. 33

- 次ページ図表 1-2 のように年代別に見ると、男性では各年代で大きな差は見られませんでした。女性では高齢層程「遺したいと思う」を回答した方の割合が多くなっていました。
- 家計を預かる場合の多い女性の方が現実をシビアに見ており、子どもの教育費で資金的に余裕がない40代・50代に比べ、退職金収入、住宅ローンの完済、子どもの独立などから、60代になると多少なりとも資金的に余裕を感じることができ、子どもに遺産を遺したい意向が強まっているとも推測できます。

図表 1-2 財産を遺す意向（年代別）



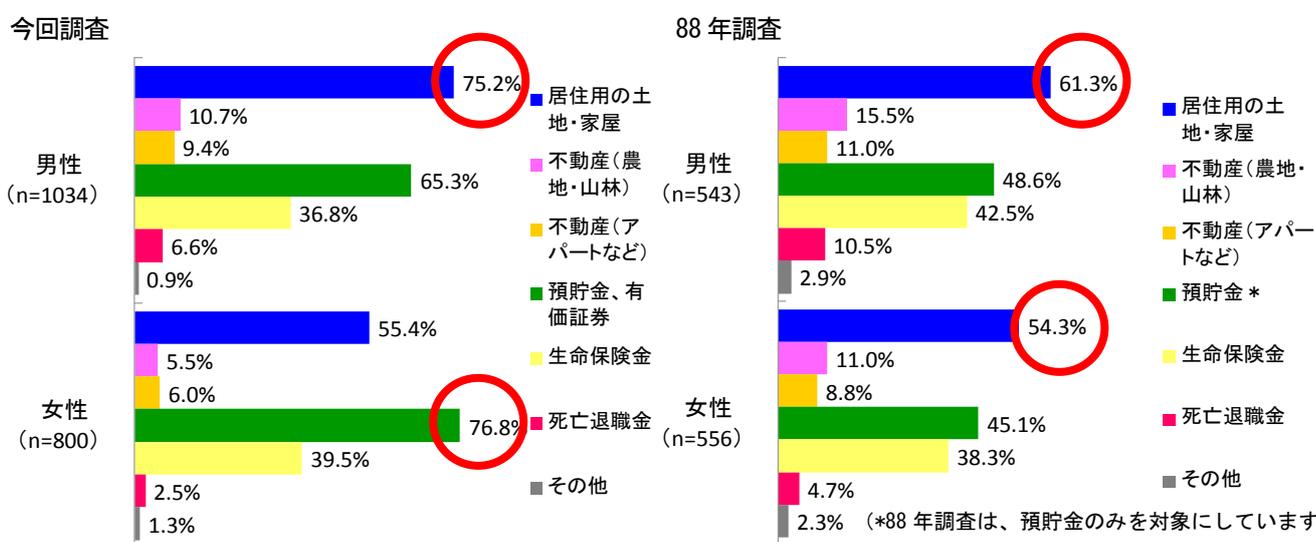
子どもに遺したいものは男女で異なる

男性では「居住用の土地・家屋」、女性では「預貯金、有価証券」が7割超

■ 子どもに遺したいもの

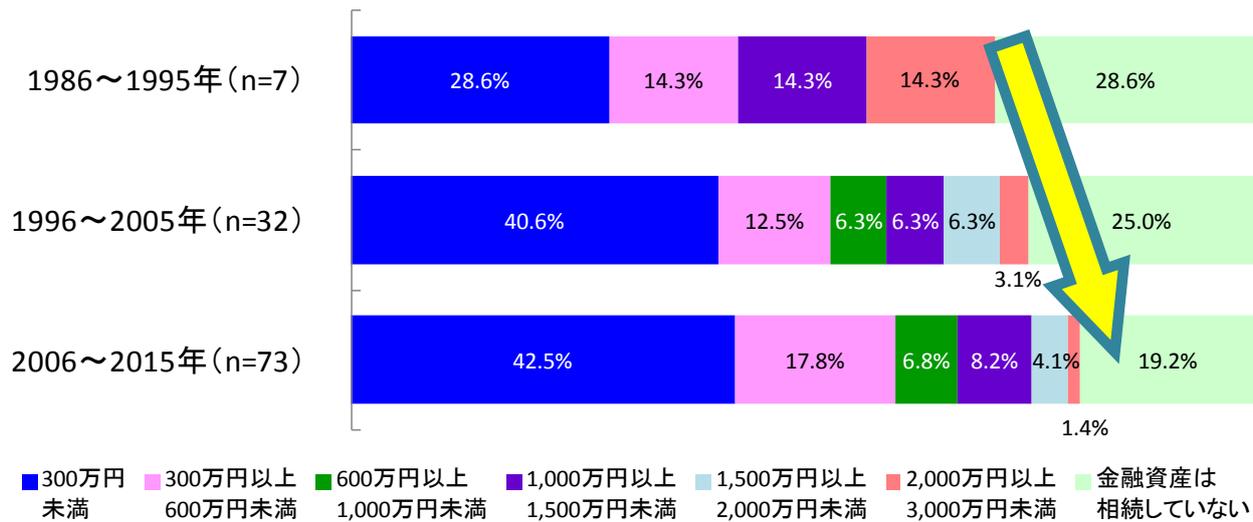
- 子どもに財産を遺したいと考えている方は、具体的に何を遺したいと考えているのでしょうか。
- 男女ともに「居住用の土地・家屋」、「預貯金、有価証券」の2つの割合が高くなっていますが、男性では「居住の土地・家屋」、女性では「預貯金、有価証券」の割合がいずれも7割超と最も高くなっています。
- 88年調査時と比して、女性の社会進出や意識の変化に伴い、女性も経済の主体となり資産を持つことが多くなってきています。88年調査と今回調査では子どもに遺したいものにどのような変化があるのでしょうか。
- 男性では、88年調査と同様に「居住用の土地・家屋」が最も多くなっており、またその割合も75.2%と増えています。また、88年調査では預貯金のみを対象としている点に留意する必要があります。今回の調査では「預貯金、有価証券」の割合も大きく増えていることが分かります。
- 女性では、88年調査では「居住用の土地・家屋」が最も多く半数を超えていましたが、今回調査では「居住用の土地・家屋」に代わって「預貯金、有価証券」が最も多くなっていました。

図表1-3 子どもに遺したいもの（88年調査との比較）*複数回答可



- 女性の「預貯金、有価証券」の割合が増えたことは、女性の社会進出もあり、女性が個人として保有する資産が増え、女性単独でも子どもへ相続できる動産が増えたことの表れとも考えられます。
- 例えば、次ページの図表1-4で父が健在で母が先に亡くなった際に相続した金融資産の額を見ると、1986～1995年頃までは約3割が金融資産を受け取ってはいませんでした。2006～2015年までは2割弱と減少しており、女性が保有できる金融資産が増えていることが分かります。

図表 1-4 相続年別に見た母が先に亡くなった際に受け取った金融資産の額の推移

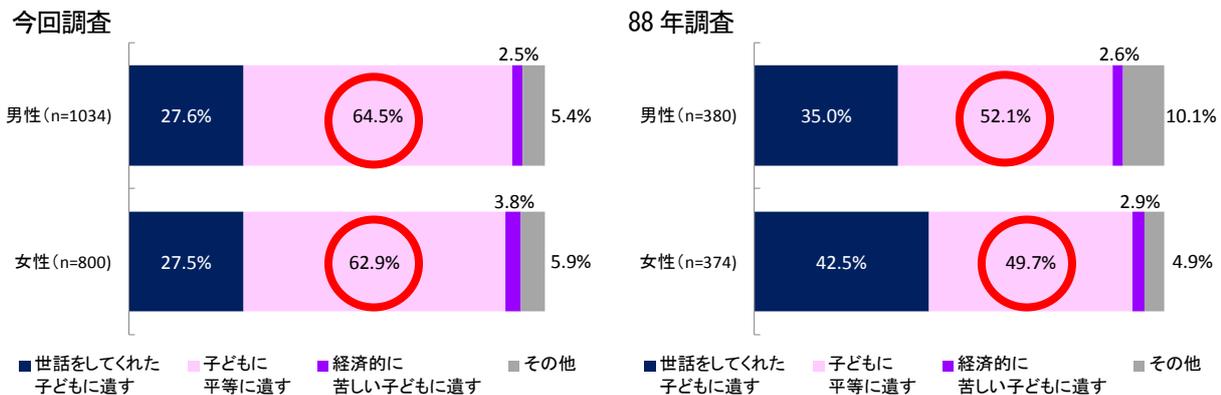


88年調査時よりも「子どもに平等に遺したい」と考える方が大幅に増加へ

■ 財産を誰に遺したいか

- 子どもに「財産を遺したいと思う」と回答のあった方に対して、誰に遺したいかを訊ねたところ、男女ともに「子どもに平等に遺す」が6割超と際立って高くなっていました。
- 88年調査と比較するとどう変化しているのでしょうか。今回調査では、88年調査に比べて「子どもに平等に遺す」と回答した方の割合が10ポイント以上増加しています。後述する実態面に合わせ、「兄弟姉妹全員に平等に遺す」傾向が高まっています。
- これは、88年調査時は家族で介護をすることが多かったのですが、2000年の公的介護保険制度導入後は、施設介護をはじめとして介護も家族以外の社会全体で支援をすることが多くなったことが一因だと考えられます。

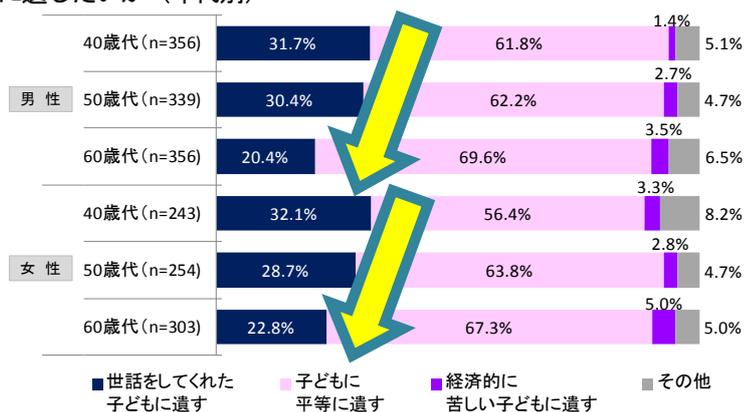
図表 1-5 誰に遺したいか（88年調査との比較）



出典：経済政策研究所「世代間移転における家族の役割についての調査研究」p. 33

- 今回調査について年代別にみたところ、男女ともに年代が高くなるにつれて、「子どもに平等に遺す」と回答のあった方の割合が高くなり、逆に「世話をしてくれた子どもに遺す」と回答のあった方の割合が低くなっていました。これは、子どもが小さい40代では老後は子どもに見てもらいたいという期待が高くなっていますが、60代では子どもも独立し、老後は子どもに面倒をかけたくないという現実が見えてくる状況の表れかと言えます。

図表 1-6 誰に遺したいか（年代別）



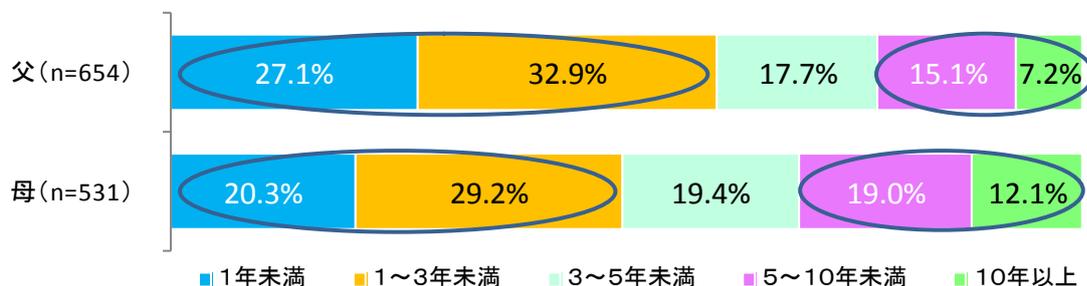
2. 介護と相続

介護期間が5年以上と長期にわたるケース…父の場合は2割、母の場合は3割
介護を受ける場所…施設入居の割合は父より母の方が高い

■ 両親の介護期間

- 亡くなった父母の介護にどれくらいの期間を要したかを見えます。
- 介護期間が3年未満と回答している割合は、父の場合が6割に対し、母の場合は5割とやや母の介護期間の方が長くなる傾向にあります。
- 介護期間が5年以上と長期にわたるケースも、父が2割強に対し、母は3割強となっています。一般的に、女性の方が男性よりも長生きすることが、介護を長期化させている要因のひとつと推測できます。

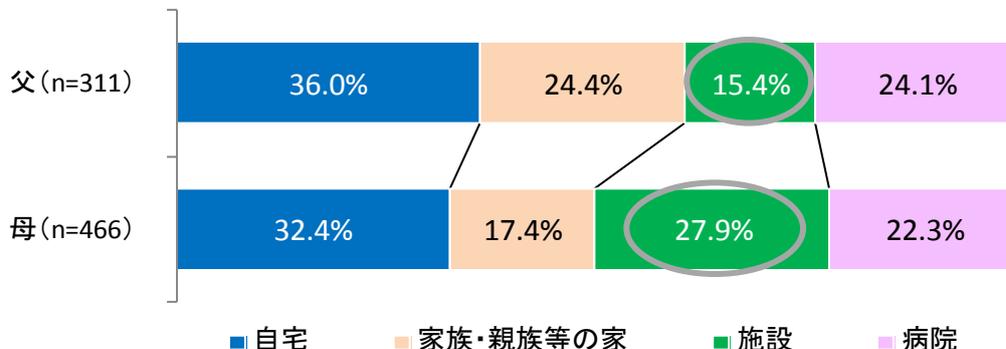
図表 2-1 両親の介護期間



■ 両親が介護を受けた場所

- 両親がどこで介護を受けていたかを見えます。一般的に、女性の方が長生きするケースが多いため、父の介護時には母が健在、母の介護時には父が亡くなっているケースをここでは取り上げます。
- 父の介護場所は、「自宅」が36.0%、「家族・親族等の家」が24.4%となっており、在宅介護が高く、「施設」の割合は15.4%と少数派です。
- 母の介護も同じく「自宅」での介護が一番多いですが、「施設」の割合が27.9%と父よりも12.5ポイントも高くなっており、父の介護に比べて、施設介護の割合が高くなっています。

図表 2-2 両親が介護を受けた場所

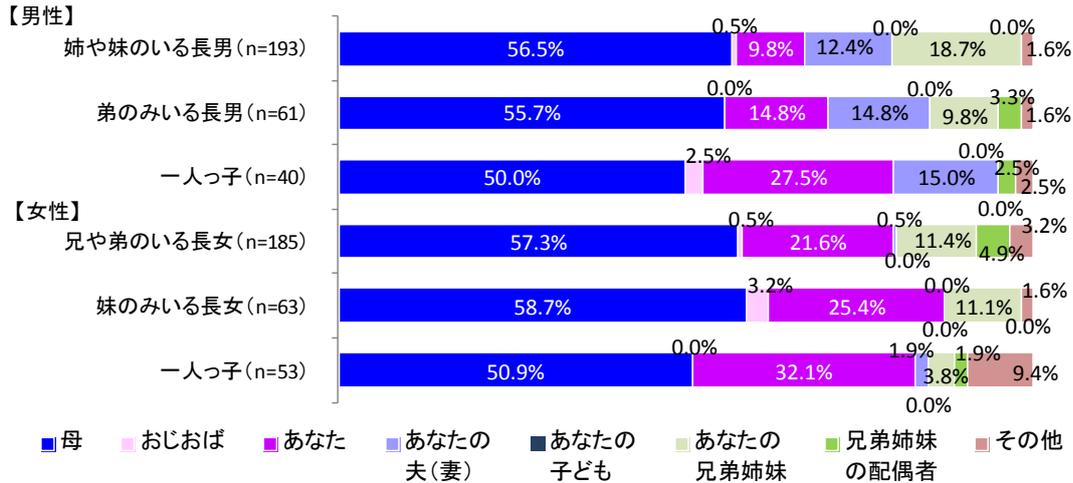


介護は“女性に依存”する傾向—「嫁」や「娘」が携わるケースが多い

■ 誰が主に介護をしたのか

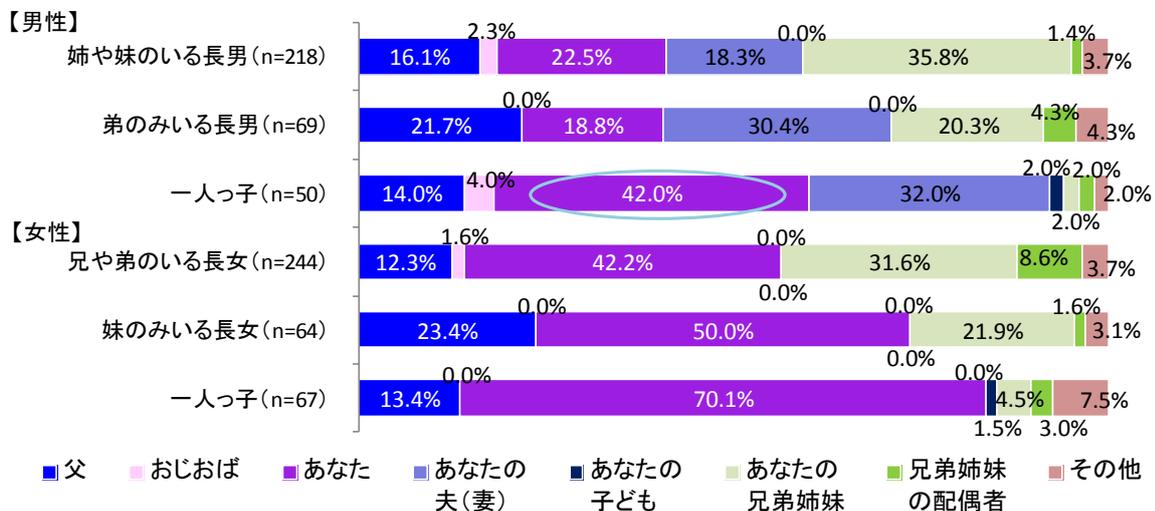
- 父の主な介護者は母ですが、介護者が母以外の場合を兄弟姉妹構成別に見てみます。
- 回答者が男性の場合はその妻（父から見て嫁にあたる）も介護に携わっているケースが多く、「姉や妹のいる長男」では、姉や妹が介護をしていることが多いのが分かります。
- 回答者が女性の場合、「あなた（回答者自身）」が介護に携わるケースが多くなっています。

図表 2-3 父を主に介護していた人



- 母の介護では、子ども（「あなた（回答者自身）」、「あなたの兄弟姉妹」）による介護が多いですが、父の介護に比べて多様なパターンが見られます。男性の場合、特に「あなた（回答者自身）」の「妻」が主な介護者である場合が高いことと、「一人っ子」の場合「あなた（回答者自身）」が主な介護者である割合が42.0%と際立って高くなっている点が目立ちます。
- 女性では、いずれのケースでも、長女である「あなた（回答者自身）」が主に母の介護に携わっている割合が最も高くなっています。
- 介護の多くが「女性に依存している」実態が見られます。

図表 2-4 母を主に介護していた人



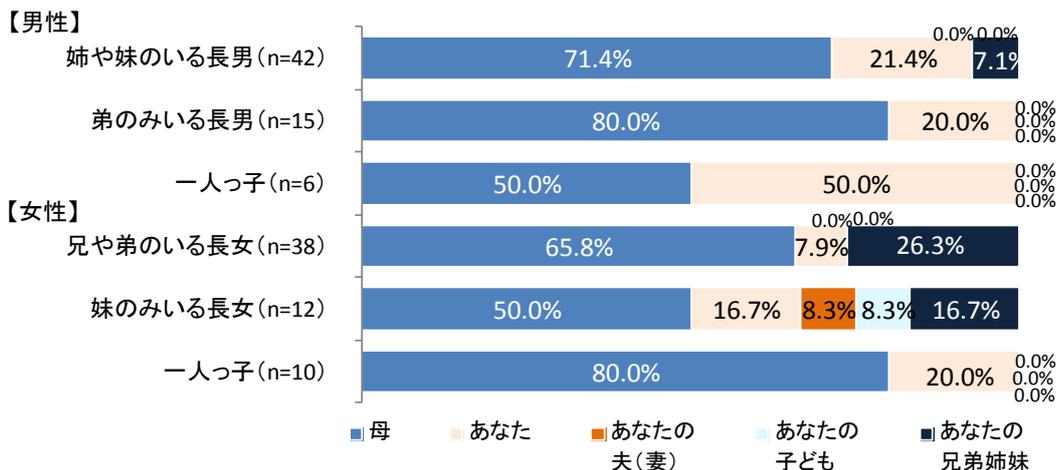
女性は男兄弟よりも相続で不利！？ 最も多くの遺産がもらえる可能性は兄や弟の方が高い

父母のどちらかが先に死亡した際の相続を一次相続、遺った父母が死亡した際の相続を二次相続と呼びますが、ここでは父が先に亡くなったケースを見てみます。

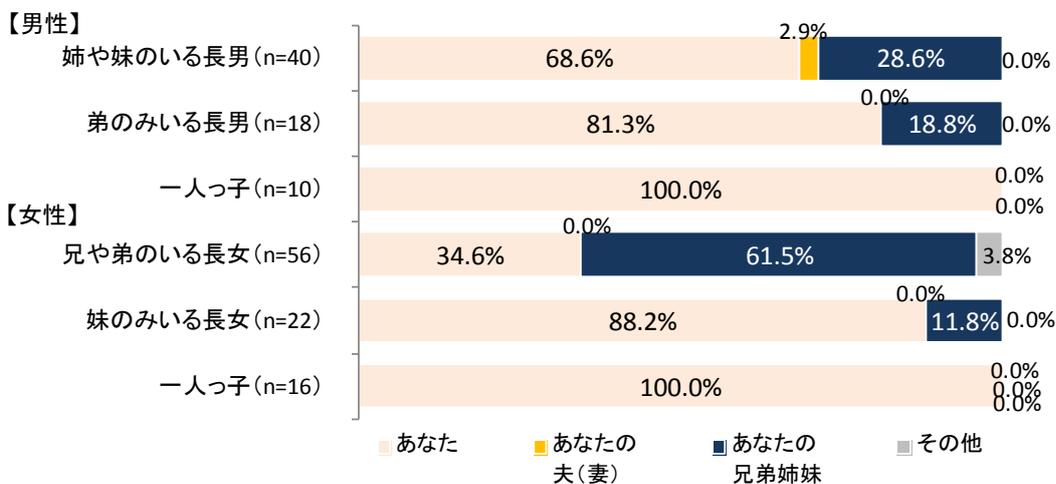
■ 最も多くの遺産を相続できたのは誰か

- 父母を介護した人の中で、最も多くの遺産を相続できた人を見てみると、一次相続（父が先に亡くなった場合）で最も多く遺産を相続できたのは主に介護をした「母」であり、このことは法定相続分が高いことと、残された「母」の今後の生活費となることから当然と言えるでしょう。
- 男性の場合は他の兄弟姉妹よりも「長男」がより多くの遺産を相続できているが、女性の場合は兄や弟がいた場合には「長女」よりも兄や弟がより多く相続しているようです。
- 二次相続（残された母が亡くなった場合）では、基本的に長男や長女である「あなた（回答者自身）」がより多く遺産を受け取れている結果となっていますが、「兄や弟のいる長女」では兄弟の方が多くを受け取っている様子が見えます。

図表 2-5 一次相続で遺産を最も多く受け取った人



図表 2-6 二次相続で遺産を最も多く受け取った人



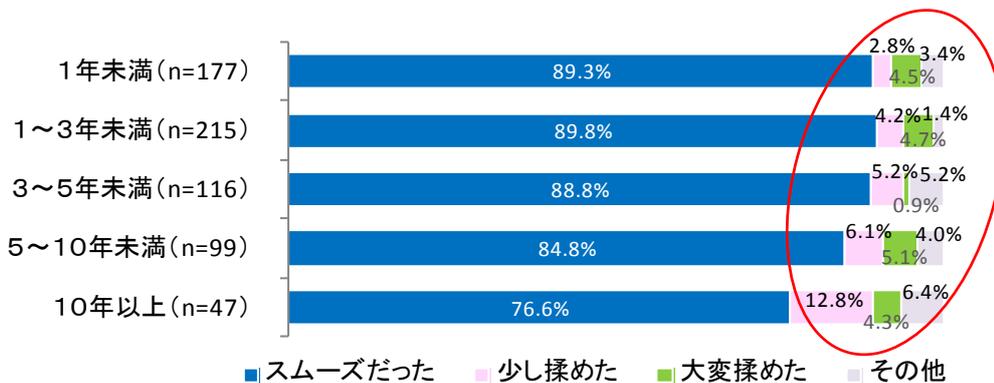
自宅での家族介護は揉め事の原因！？ 父の介護が長引くと揉め事も増える傾向

■ 相続・遺産分割がスムーズに進んだか

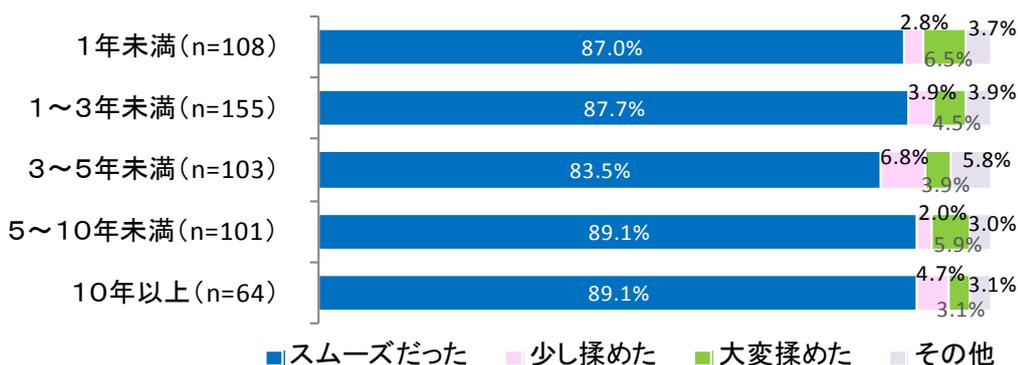
- 「要介護だった父母からの相続・遺産分割がスムーズに進んだか否か」を介護期間別に見てみると、「スムーズだった」との回答が多数を占めていますが、父の介護期間が長引くにつれて揉める割合は高くなる傾向があり、「10年以上」介護をしたケースの実に23.5%が何らかの揉め事やその他の事情により、相続がスムーズに進まなかった事が分かります。父の介護期間の長期化により、介護負担・介護費用の相続への反映、介護期間中の財産処分、相続人の高齢化などから相続協議が紛糾することが想定されます。
- 母に関しては、介護期間の増加に伴い揉め事が増加している傾向は見られず、介護期間が長期化した場合の方が若干ながら揉め事が少なくなっています。二次相続の場合に、母の介護期間の長期化が揉め事の増加に繋がっていないことの明確な要因はこの調査結果からは判明せず、父母間の相違は今後のさらなる分析に向けての検討課題です。
- ただし、図表2-2でも示したように、父の場合は居宅での介護が中心であったのに対し、母の場合は施設での介護の割合が高い実態があります。家族介護を中心とした父の介護は、長引けば家族の負担は増え、死亡後には分割の困難な不動産が相続の中心となるのに対し、施設介護の割合が高くなる母の場合は、家族による介護のあり方も変化し、また死亡後は分割が容易な金融資産が相続財産の中心となることも、揉め事に関する父母間の相違を比較する際の要素と考えられます。

図表2-7 父母からの相続がスムーズに進んだか（介護期間別）

《父からの相続（一次相続）》



《母からの相続（二次相続）》



3. 相続の実態

両親から相続したものは「預貯金・有価証券」がメインへ

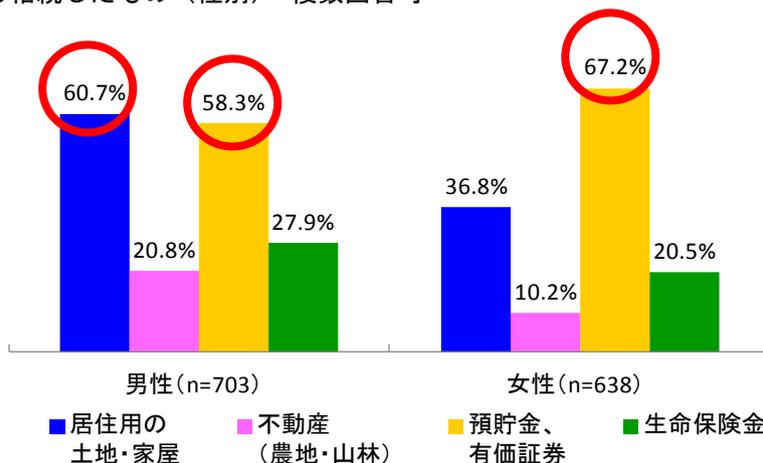
かつては「居住用の土地・家屋」がトップだったが、

今では「預貯金・有価証券」が男女ともにトップ

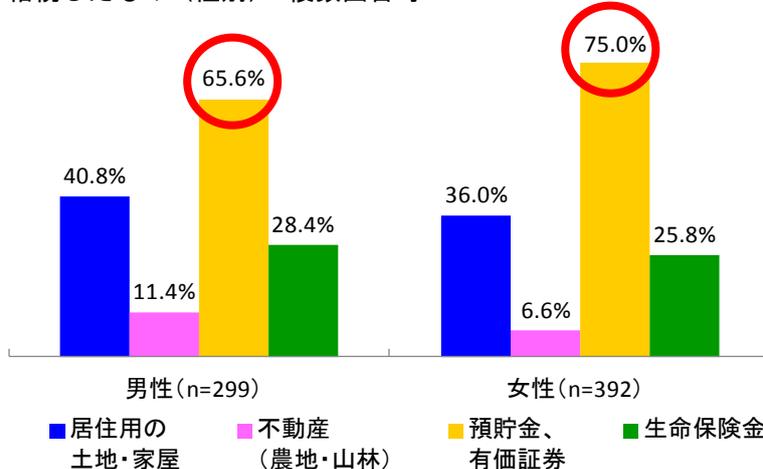
■ 両親から相続したもの

- 両親が亡くなった際に相続したものについて、性別で見ました。
- 父から相続したものでは、男性では「居住用の土地・家屋」が60.7%、「預貯金、有価証券」が58.3%と他のものより圧倒的に高くなっています。一方、女性では、「預貯金、有価証券」が67.2%と他の相続したものの中では際立って高くなっており、これは男性と比べても約10ポイント高くなっていました。父から男性への相続は「居住用の土地・家屋」と「預貯金、有価証券」、女性へは「預貯金、有価証券」が主となっていることが分かります
- 母からの相続したものでは、男女ともに「預貯金、有価証券」の割合が最も高く、男性では65.6%、女性では75.0%となっていました。「居住用の土地・家屋」は男性の方が約5ポイント高くなっていますが、父からの相続に比べて男女間で大きな差は見られません。

図表 3-1 父から相続したもの（性別）*複数回答可



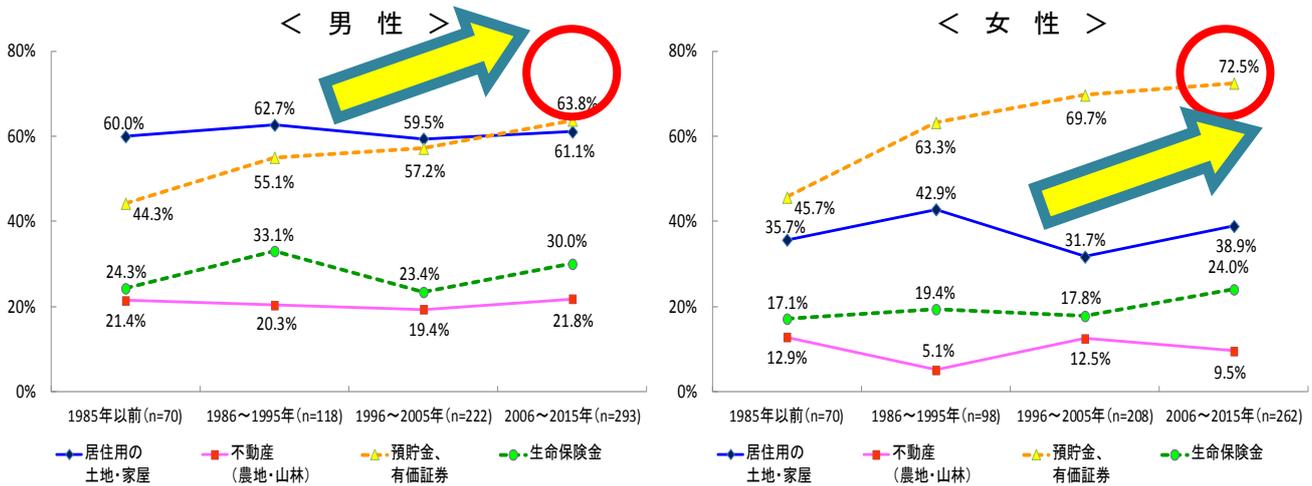
図表 3-2 母から相続したもの（性別）*複数回答可



■ 時系列で見た父から相続したもの

- 父が亡くなった際に相続したものについて、時系列で見えます。
- 男女ともに趨勢ベースでは「預貯金、有価証券」が増加しています。男性では「預貯金、有価証券」の上昇により「居住用の土地・家屋」と「預貯金、有価証券」が2大資産となっているのに対し、女性は「預貯金、有価証券」が中心となっています。

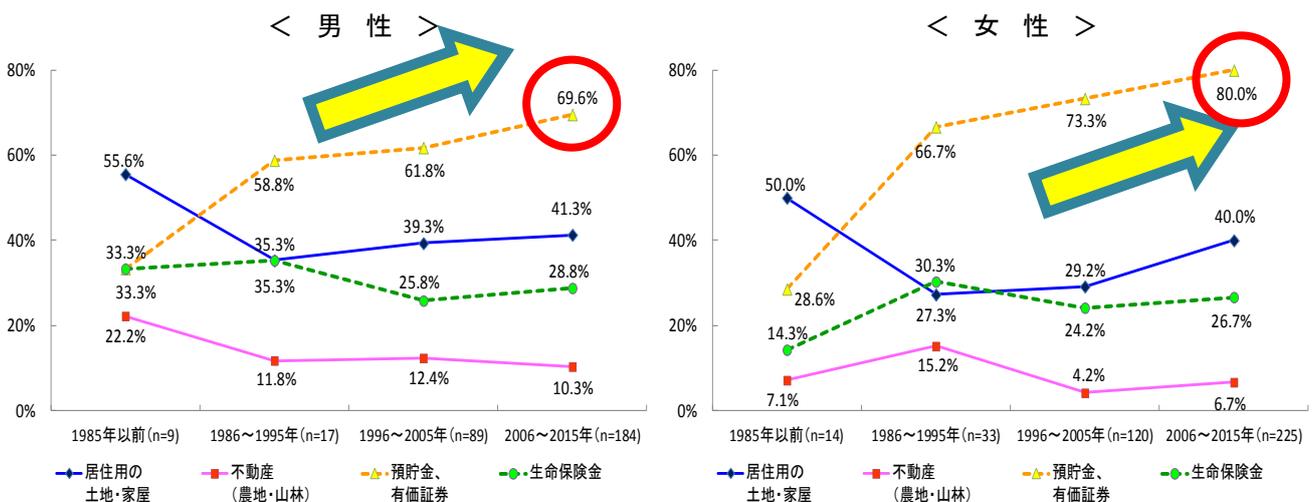
図表 3-3 父から相続したものの推移（性別）*複数回答可



■ 時系列で見た母から相続したもの

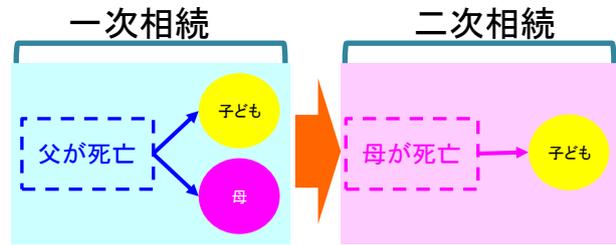
- 母から相続したものについて、時系列で見えます。
- 母からの相続では、父からの場合に比べ男性も「預貯金、有価証券」中心の相続になっており、男女ともにその傾向が強まっていることが特徴です。

図表 3-4 母から相続したものの推移（性別）*複数回答可



女性への相続は一次相続、二次相続ともに動産が8割を占める
 男女ともに得られる金融資産は、一次相続では半数以上が300万円未満、
 二次相続では半数以上が600万円未満

父母のどちらかが先に死亡した一次相続と残った父母が死亡した二次相続では、財産の種類や額にはどのような違いが見られるのでしょうか。



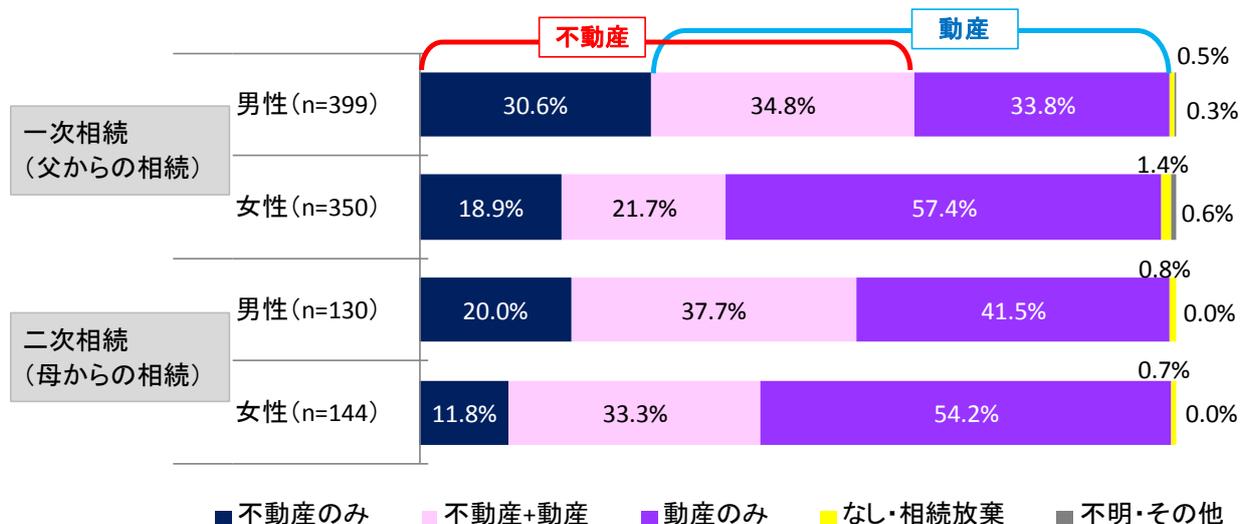
前ページまでの父・母からの相続に加えて、

「2. 介護と相続」の13ページと同様に、父が先に死亡したケースを元に一次相続・二次相続についても比較してみました。

■ 相続した財産の種類比較

- 一次相続では、男性の65.4%が不動産（「不動産+動産」＋「不動産のみ」）を相続しているのに対し女性は40.6%となっていました。また、「動産のみ」を相続した方の割合が男性は33.8%であるのに対し女性は57.4%と半数を超えていました。このように、父から男性への相続では不動産が多く相続され、女性への相続は金融資産をはじめとした動産が中心となっています。また、一次相続では母への相続が中心となり、女性相続人へは父の形見分け的に動産を配分しているとも考えられます。
- 二次相続では、一次相続に比べて男性が不動産を相続した割合が7.7ポイント減っており、「動産のみ」を相続したと回答した割合が7.7ポイント高くなっていました。これは、一次相続の段階で子への不動産相続を既に行っている場合があることや、父亡き後に自宅を売却して老人ホームなどの施設に入居するケースがあることから、母の不動産所有が低くなっているものと推測されます。

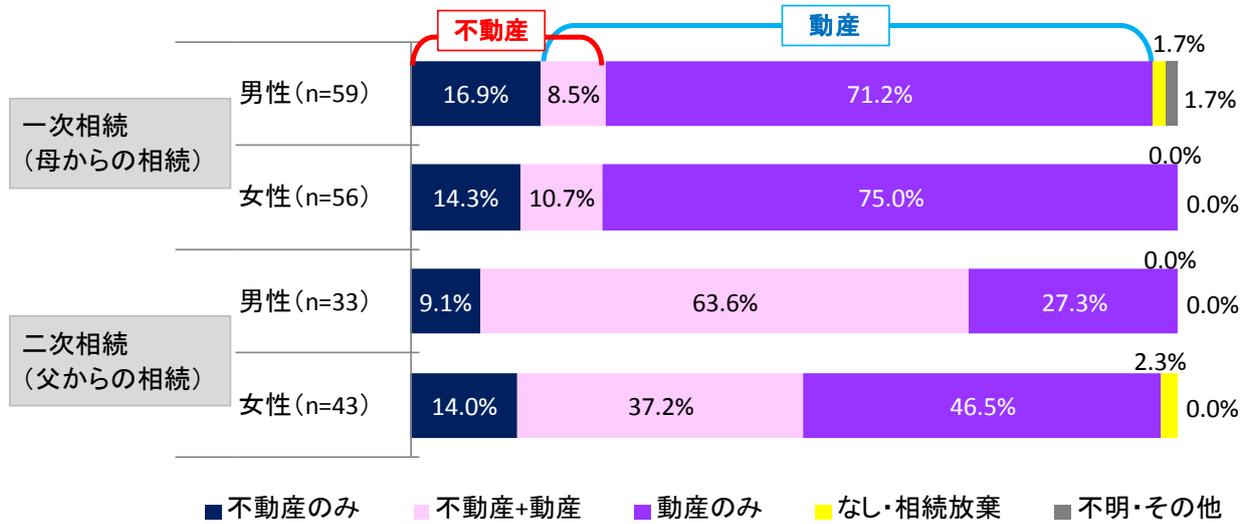
図表 3-5 相続した財産の種類



- 参考までに、母が先に亡くなったケースを見てみると、一次相続での不動産相続割合が低く、主に動産のみとなっています。

- 二次相続においては、不動産相続が行われた割合が高くなり、男女差では父が先に亡くなった場合と同じく男性に不動産を相続されている割合が高くなっています。

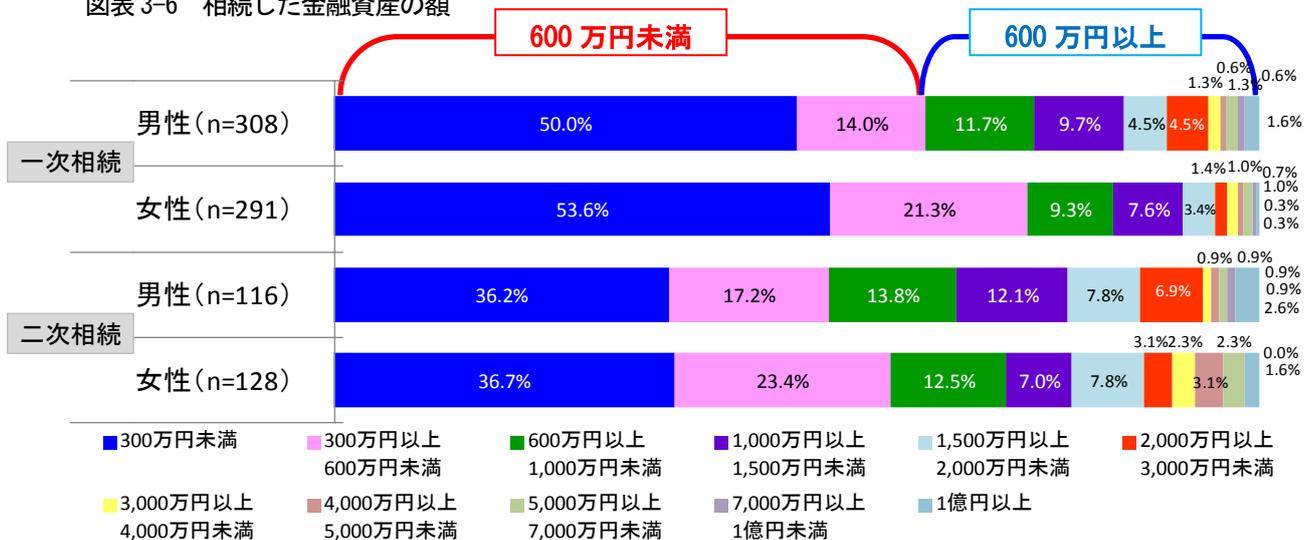
(参考) 母が先に亡くなった際の相続した財産の種類



■ 相続した金融資産額の比較

- 一次相続・二次相続それぞれで金融資産を相続した方を対象にその額を訊ねてみました。
- 一次相続では「300万円未満」が男女ともに半数を占めているのに対し、二次相続では、一次相続に対して相続した金融資産の額が高くなっており、「600万円以上」で男性 46.6%・女性 39.9%となっています。一次相続では、母を中心とした相続配分となっていることが多いと考えられますが、二次相続時には、父からの相続財産を母が減少させていることが多いと考えられるものの、子が相続の中心となるため、相続額すべてを子ども達で配分していることが一因と考えられます。
- 父の死後、母の介護が必要になったときに、女性の方が施設に入る割合が高い傾向にあり、施設入居時に不動産を売却し、金融資産として施設の入居金・生活費に充てることも一因と考えられます。

図表 3-6 相続した金融資産の額



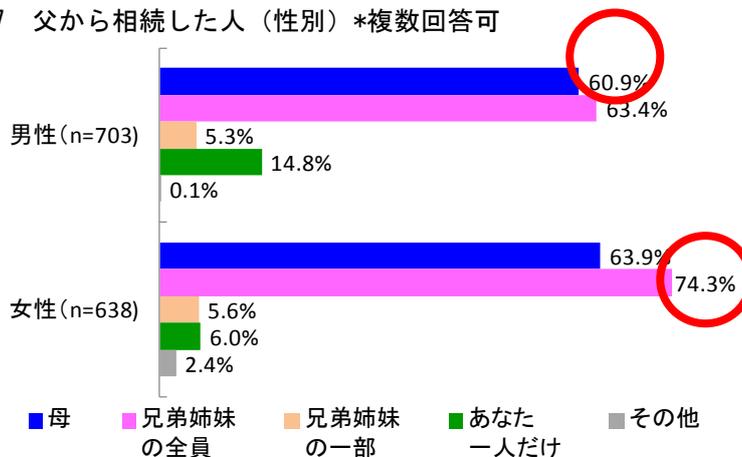
一人だけの相続から、兄弟姉妹全員で平等に相続する傾向に

■ 相続した人

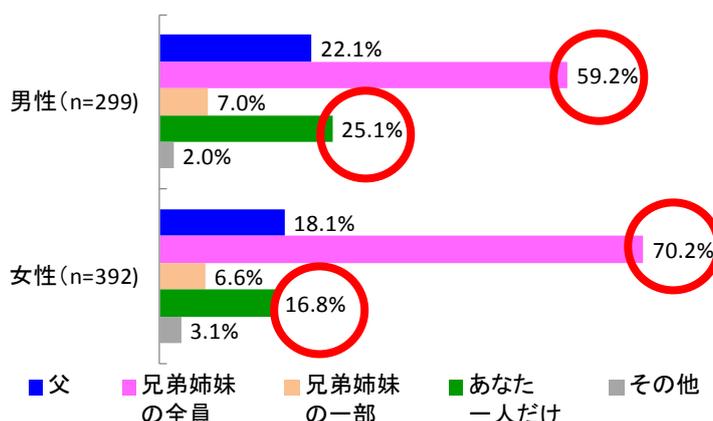
- 両親が亡くなった際の相続について、回答者以外に誰が相続したのかを訊ねてみました。
- 父からの相続では、男女ともに「母」と「兄弟姉妹の全員」の割合が高いのですが、女性で「兄弟姉妹の全員」を回答した方が約7割と最も高くなっていました。
- 母からの相続では、父からの相続に比べ、「あなた一人だけ」が多いのが特徴です。
- 88年調査時と現在では、兄弟姉妹の数が減少するなど家族構成も異なっています。88年調査(注)では、父・母の被相続人の区分はありませんが、「兄弟姉妹全員」が男性48.7%、女性62.4%、「あなた一人だけ」は男性34.4%、女性22.6%となっています。今回調査では88年調査と比較すると「あなた一人だけ」が減少している傾向がうかがえます。さらに、前述した相続の意向でも「子どもに平等に遺したい」意向が高まっていることから、実態・意向の両面において兄弟姉妹平等に財産を遺す傾向になりつつあるようです。

(注) 「男性」、「女性」の表現について・・・88年調査では「夫」、「妻」を用いていますが、今回調査では「男性」、「女性」を使っています。表現統一のため、「男性」、「女性」で統一しています。

図表 3-7 父から相続した人（性別）*複数回答可



図表 3-8 母から相続した人（性別）*複数回答可

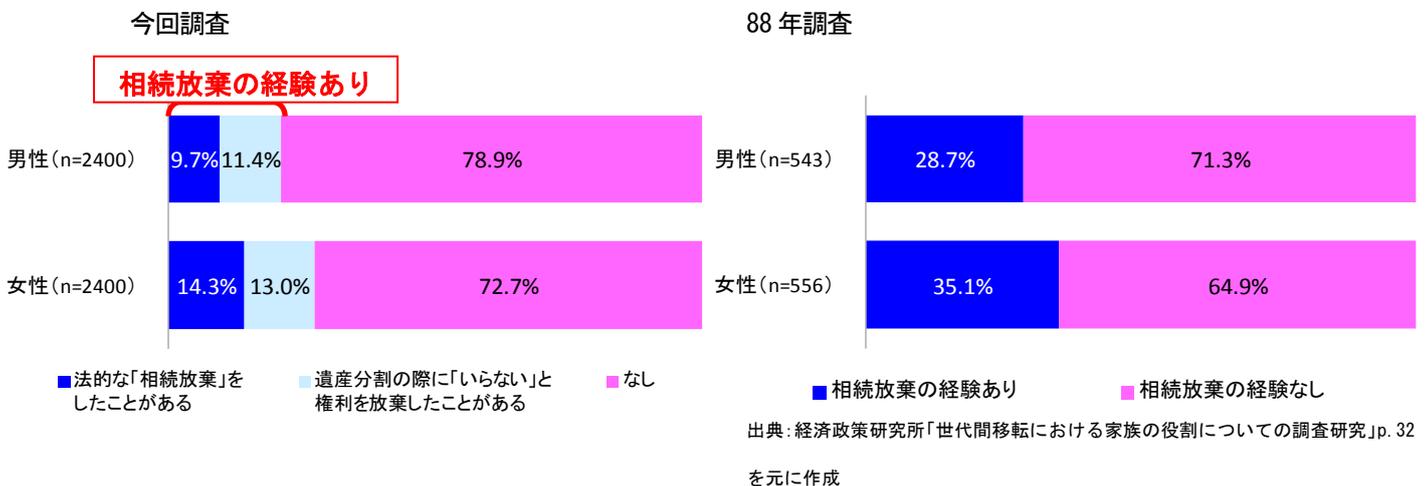


男性の5人に1人、女性の4人に1人は相続放棄を経験
 相続放棄の理由は、「家」意識を理由としたものが男女ともに半数超、北陸地方では8割超！

■ **相続放棄の経験**

- 相続放棄の経験（「法的な『相続放棄』をしたことがある」、「遺産分割の際に『いらない』と権利放棄をしたことがある」）について訊ねたところ、男性では約20%、女性では約25%が、相続放棄の経験があることが分かりました。
- 88年調査時と核家族化が進んだ現在とでは、相続放棄の実態は大きく変わっているものと考えられます。88年調査と比較すると、今回調査では男女ともに相続放棄の割合は減っています。これは、兄弟のうち一人だけの相続から兄弟姉妹全員で相続するケースが増えていることの表れであるとも考えられます。

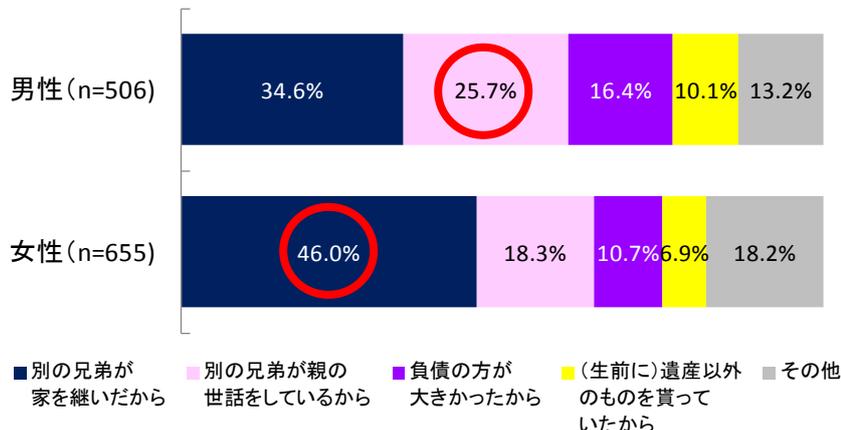
図表 3-9 相続放棄の経験（88年調査との比較）



■ **相続放棄をした理由**

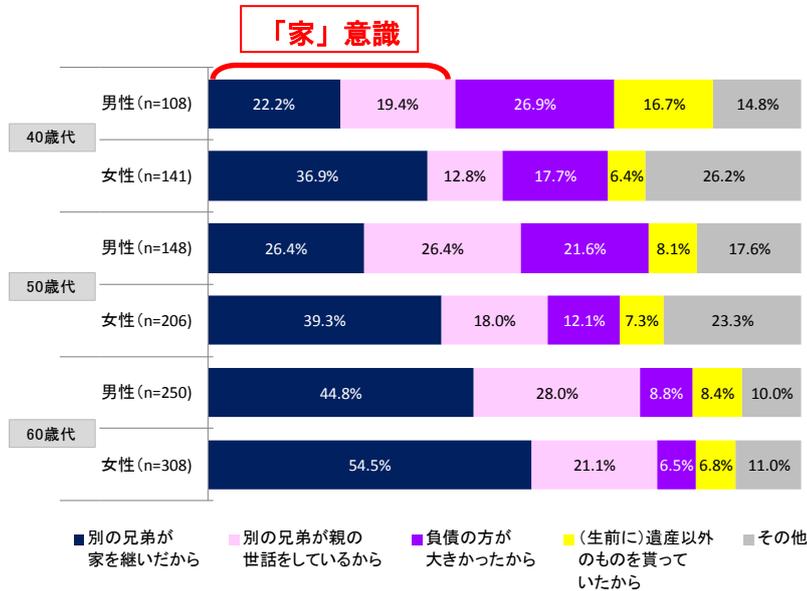
- 相続放棄の経験がある方は、どういった理由で相続放棄をしているのでしょうか。
- 男性では、女性に比べて「別の兄弟が親の世話をしているから」と回答した方の割合が多くなっています。女性では、男性に比べて「別の兄弟が家を継いだから」を回答した方の割合が多くなっていました。

図表 3-10 相続放棄の理由（性別）



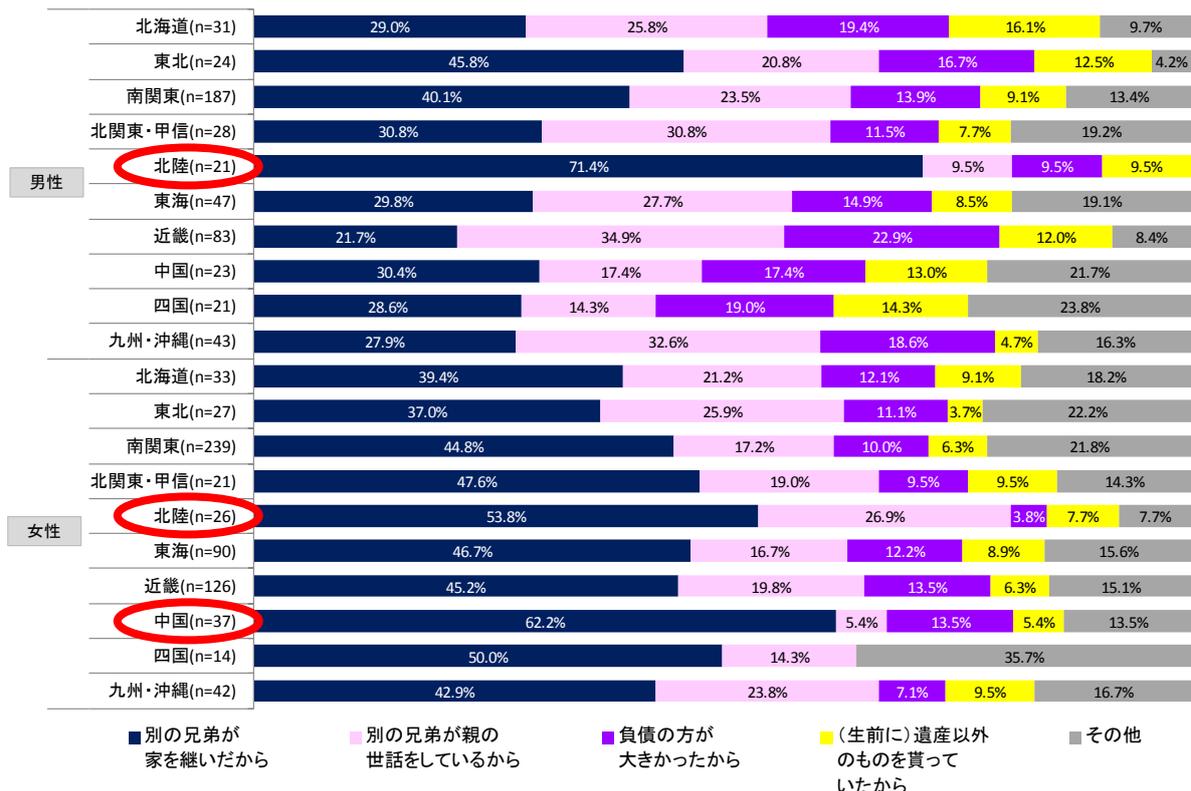
- 年代別に見ると、男女ともに高齢層程、「家」意識を理由とした相続放棄（「別の兄弟が家を継いだから」、「別の兄弟が親の世話をしているから」）をした方の割合が高くなっています。60代の男女でともに7割を超え、反対に最も低い40代の男性でも4割を超えていることから、「家」意識の高さが分かります。

図表 3-11 相続放棄をした理由（年代別および性別）



- 相続を放棄した理由について地域別にみると、北陸地方の男女で「別の兄弟が家を継いだから」および「別の兄弟が親の世話をしているから」と回答のあった方の割合が8割を超えており、これらの地域においては「家」意識が強いことが分かります。
- 中国地方の女性で、「別の兄弟が家を継いだから」が6割を超えていることが特筆されます。

図表 3-12 相続放棄をした理由（地域別）



4. 相続対策

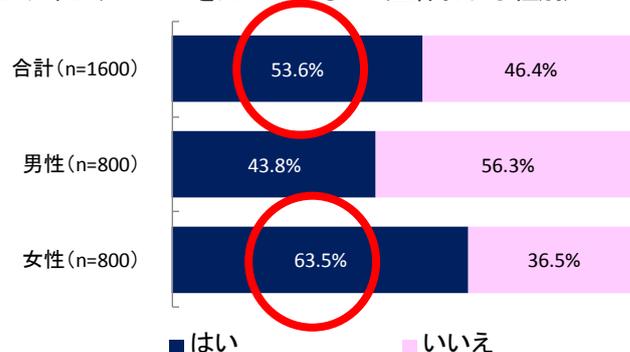
60代のライフエンディングノートの認知度は半数超、女性では6割 実際に記入したいと考えているのは2割強で認知度とギャップあり

近年注目を集めている相続対策。今年1月1日の相続税改正により、相続について基礎控除額や税率等が変更され、相続対策がより身近なものとなりました。そこで、本調査では、60代の男女を対象に相続対策に関する意識等を訊ねてみました。

■ ライフエンディングノートの認知度

- ライフエンディングノートを知っているかについて訊ねました。5割強がライフエンディングノートを知っていることが分かりました。また、性別を見たところ、女性で6割、男性で4割の結果となり、男女間で認知度に大きな差が見られました。
- 近年の終活ブームにより、「ライフエンディングノート」の認知度が高くなっており、女性は男性よりも何かあった際に備えて、伝えておきたい、遺しておきたいという希望が強いようです。

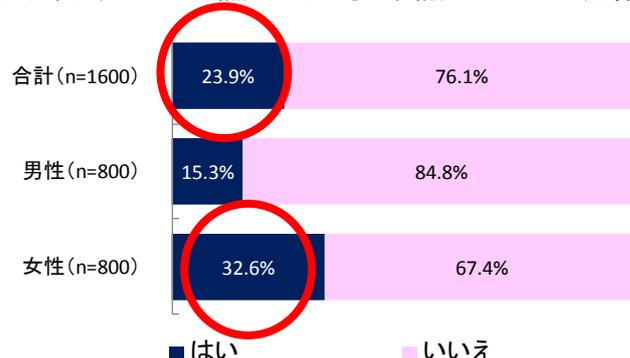
図表4-1 ライフエンディングノートを知っているか（全体および性別）



■ ライフエンディングノートに記入しているか、記入したいか

- ライフエンディングノートへの記入意向はどうでしょうか。
- 60代の23.9%が、ライフエンディングノートへ記入している、またはしたいと回答しています。性別では、女性で約30%、男性で約15%となっており、男女間で意向に大きな差がありました。
- ライフエンディングノートの認知度53.6%に比べて、記入している、またはしたいと回答のあった方は23.9%と半数以下に留まっていることから、知っていて関心がありつつも、60代ではまだ早い、あるいは何を書いているのか、書き置くべきことが何か分からないと考えている方が多いという現状が分かります。

図表4-2 ライフエンディングノートに記入しているか、記入したいか（全体および性別）



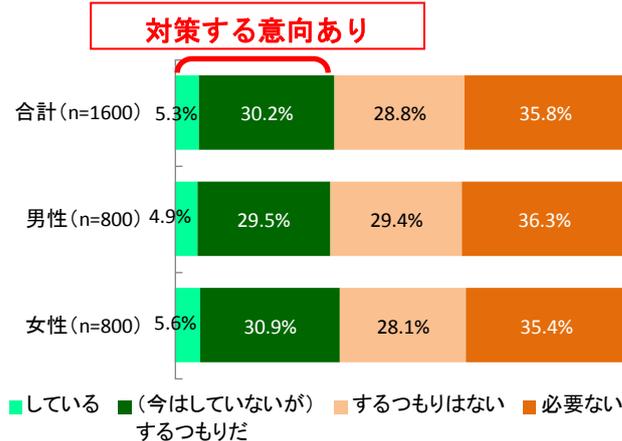
60代では、相続税対策を講じている方・するつもりの方は35%

具体的対策は、「生前贈与」「生命保険契約の活用」の順

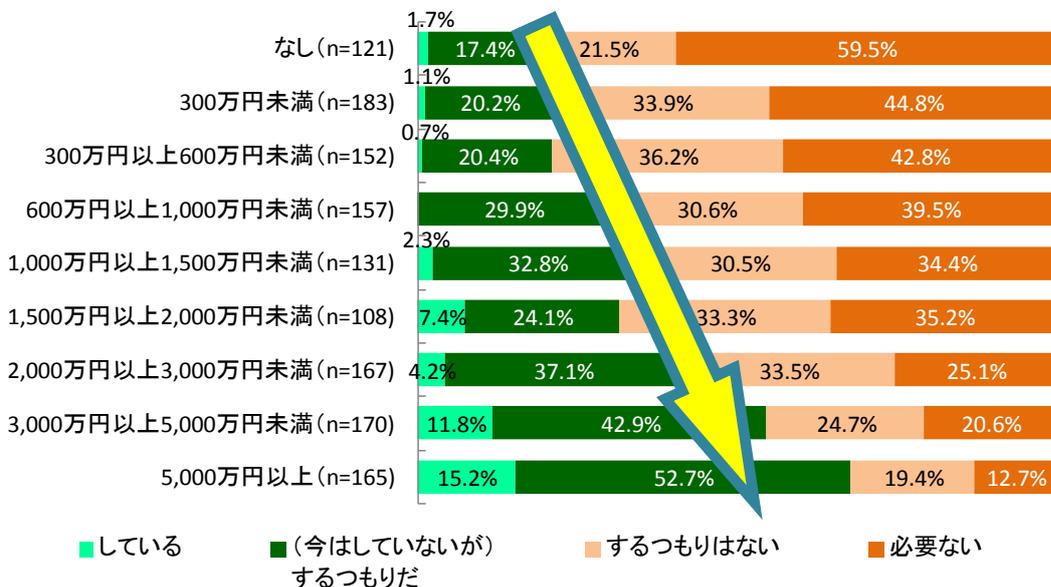
■ 相続税を軽減するための方策や検討状況

- 相続税を軽減するための対策を講じているか、検討をしているかどうかについて訊ねました。
- 対策をする意向のある方（「している」+「(今はしていないが) するつもりだ」）は35%ですが、対策をする意向のない方（「するつもりはない」+「必要ない」）は65%の結果となりました。性別では大きな差は見られませんでした。
- 回答者夫婦の貯蓄残高別で見ると、「5,000万円以上」の方でも「している」と回答のあった方は15.2%となっています。貯蓄残高が増えるにつれて「(今はしていないが) するつもりだ」の割合が増えますが、「2,000万円以上3,000万円未満」の層でも、「している」+「(今はしていないが) するつもりだ」と回答のあった方の割合は4割程度です。所有不動産を加算していない貯蓄残高による分析ですので、不動産を含めた相続を考えると、相続税軽減のための方策や検討については、60代ではまだ検討中の段階と言えそうです。

図表 4-3 相続税を軽減するための方策や検討について（全体および性別）



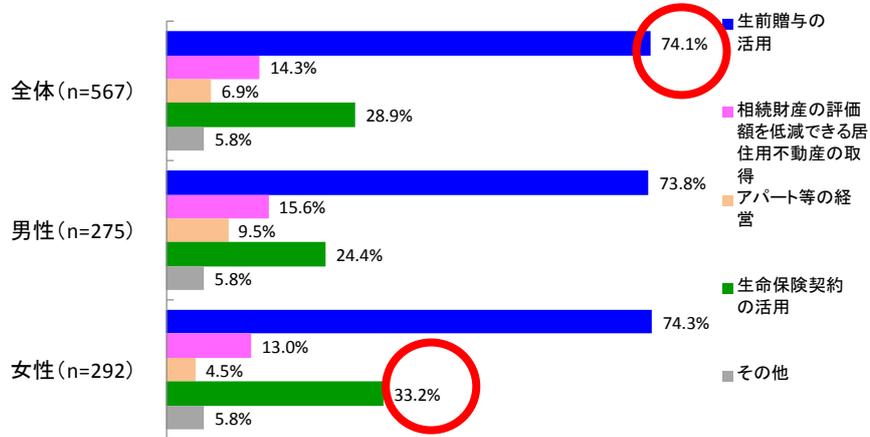
図表 4-4 相続税を軽減するための方策や検討について（夫婦の預貯金残高別）



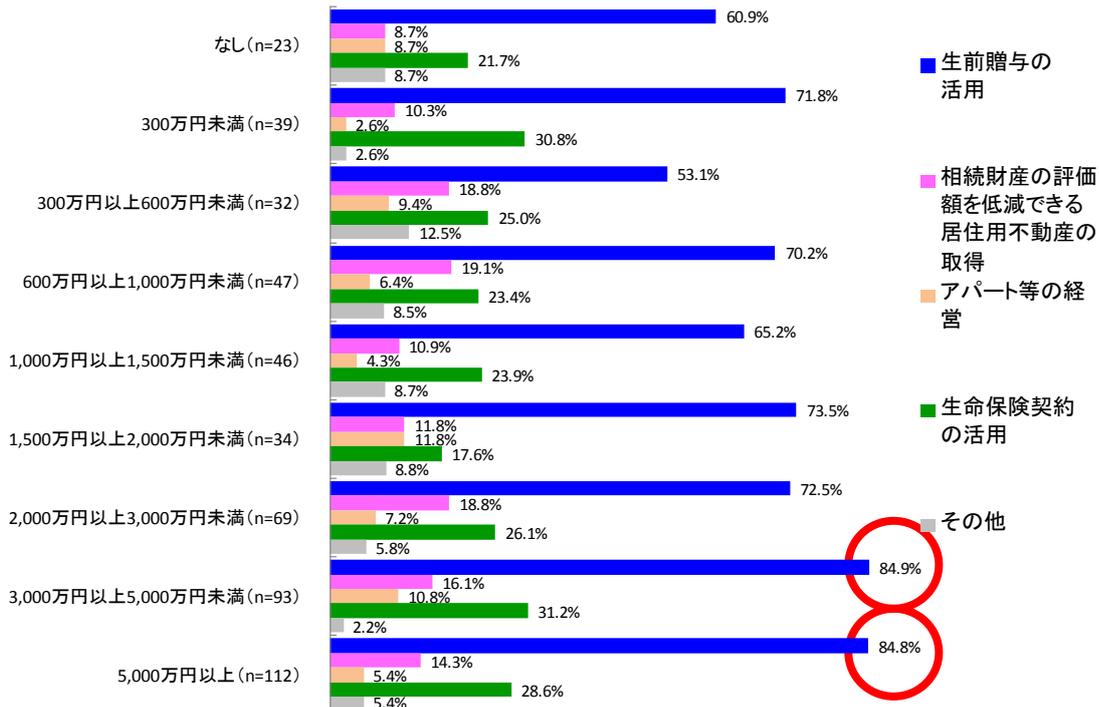
■ 相続税を軽減するための具体的対策

- 相続税を軽減するために、具体的にどのようなことを検討しているのでしょうか。前ページで対策をする意向のある方（「している」+「(今はしていないが) するつもりだ」）に対して、どのようなことをしているのかを訊ねました。
- 「生前贈与の活用」が最も多く約75%、次いで「生命保険契約の活用」、「相続財産の評価額を低減できる居住用不動産の取得」の順となっています。
- 性別に見ると、男女ともに「生前贈与の活用」が7割を超えています。「生命保険契約の活用」は女性の方が約10ポイント高くなっており、「相続財産の評価額を低減できる居住用不動産の取得」や「アパート等の経営」はわずかながら男性の割合が高くなっています。
- 回答者夫婦の貯蓄残高別で見ると、3,000万円以上の方で「生前贈与の活用」をあげている方が8割を超えており、貯蓄残高が高い程、相続税軽減のための有効な手段の1つとして位置付けられていることが分かります。

図表 4-5 相続税を軽減するためにしている対策（全体および性別）*複数回答可



図表 4-6 相続税を軽減するためにしている対策（夫婦の貯蓄残高別）*複数回答可



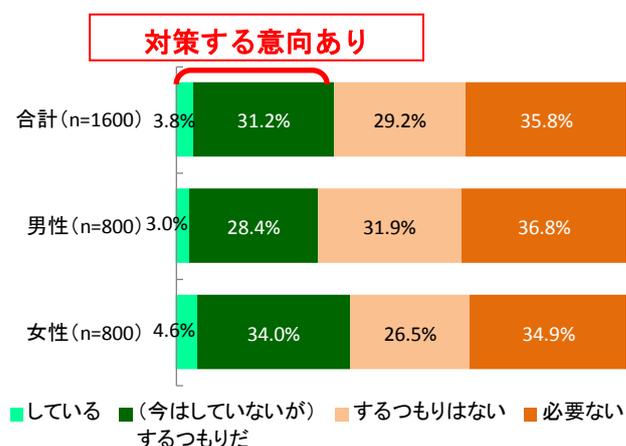
女性の方がスムーズな遺産分割のための対策を検討

対策は「家族等での話し合い」「遺言書の準備」の順

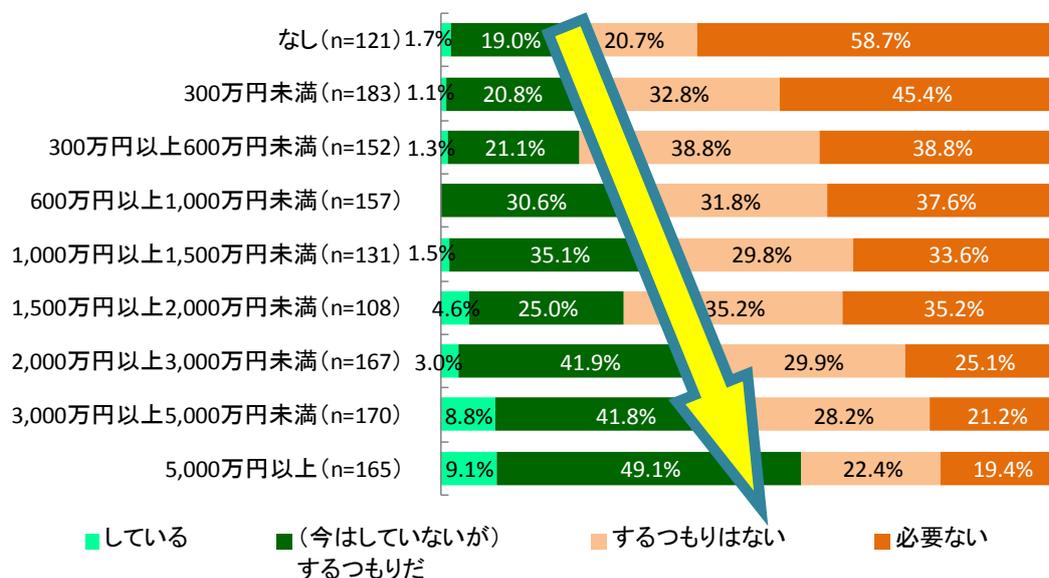
■ 遺産分割をスムーズに行うための対策をしているか

- 遺産分割をスムーズに行うための対策について訊ねました。対策をする意向のある方（「している」+「(今はしていないが) するつもりだ」）は35%、対策をする意向のない方（「するつもりはない」+「必要ない」）は65%となっており、半数以上の方が遺産分割をスムーズに行うための対策をしていないことが分かりました。これを性別にみると、対策をする意向のある方は男性で3割強、女性で4割弱となっており、女性の方が何かしら対策を検討していることが分かります。
- 回答者夫婦の貯蓄残高別で見ると、貯蓄残高が高くなるほど対策をする意向のある方の割合が高くなっていますが、「している」方はわずかであり、60代ではまだ検討中の段階と言えます。

図表 4-7 遺産分割をスムーズに行うための対策をしているか（全体および性別）



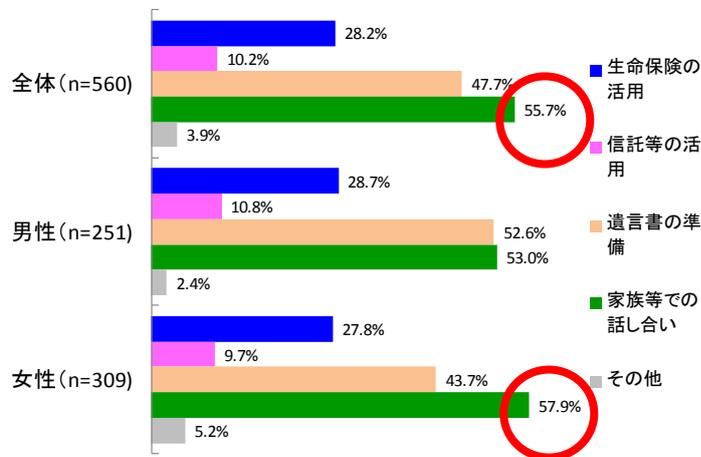
図表 4-8 遺産分割をスムーズに行うための対策をしているか（夫婦の貯蓄残高別）



■ 遺産分割をスムーズに行うための具体的対策

- 「遺産分割をスムーズに行うために、具体的にどのようなことを検討しているのでしょうか。前ページで対策をする意向のある方（「している」+「今はしていないが）するつもりだ」に対して、どのようなことをしているのか訊ねました。
- 「家族等での話し合い」が約6割と最も多く、次いで「遺言書の準備」、「生命保険の活用」の順となっています。これを性別で見ると、男女ともに「家族等で話し合い」が最も多くなっていますが、男性では女性に比べて「遺言書の準備」を回答した方の割合が約10ポイント高くなっている点の特徴です。
- 回答者夫婦の貯蓄残高別で見ると、いずれの層においても「家族等での話し合い」が最も多くなっています。

図表 4-9 遺産分割をスムーズに行うための対策（全体および性別）*複数回答可



図表 4-10 遺産分割をスムーズに行うための対策（夫婦の貯蓄残高別）*複数回答可

